

保 護 者 様

平成 30 年 4 月

京都市立吳竹総合支援学校
校 長 平元 良子

大地震発生時の登下校の取り扱いについて《保存版》

京都市教育委員会からの「『大地震』発令時の対応について」の通知を受け、本校では、大地震発生時の登下校の取り扱いを下記のように行います。

大地震発生時、電話やメールなどの通信手段の確保が困難となる可能性が考えられますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にご注意いただき、下記のように対応をしていただきますようお願いいたします。

記

◆ 『京都市』のいずれかの地域で、『震度5弱以上』の地震が発生した場合

【登校前】

- 原則として、「次の登校日」(※)は臨時休業とします。

※ 「次の登校日」の意味

- ・下校時から午前0時までに発生した場合は「翌日」

(例) 7月8日(水)の下校時から午前0時までに発生した場合
⇒翌日の7月9日(木)は臨時休業

- ・午前0時から登校前までに発生した場合は「当日」

(例) 7月9日(木)の午前0時から登校前までに発生した場合
⇒当日の7月9日(木)は臨時休業

※ 休業前日、休業日に発生した場合、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認できて授業を行う場合は、学校からメール配信やホームページ等で授業を行う旨を連絡します。
(金曜日の下校時以降、土曜日及び日曜日に発生⇒原則として月曜日を臨時休業)

【在校中】

- ① 直ちに臨時休業とします。

- ② 原則として、児童・生徒は学校に待機し、下校の安全を確認の上、「緊急時引き渡しカード」でお知らせいただいた『引き取り者』への引き渡しを行います。

自主通学生徒も含め、全ご家庭「引き取り者」によるお迎えをお願いいたします。

※ 翌日を臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて学校から連絡します。

- ・緊急時、記入されていない方がお迎えに来られた場合は、保護者の方に確認がとれるまで引き渡しを行いません。緊急時に引き渡し可能な保護者、または保護者が委託される方を必ず記入してお知らせいただきますようお願いいたします。
- ・家庭保存用にも必ず記入し、学校が児童生徒を緊急時「だれ」に引き渡しをするのかを保護者の方も確認できるようにご家庭で保管して下さい。